○奄美市移住定住・家財処分等助成金交付要綱

令和７年４月１日告示第72号

奄美市移住定住・家財処分等助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は，奄美群島外から市内へ移住する者のための住宅を確保し，定住を促進することにより地域活性化を図るため，住宅の所有者又は当該住宅に入居予定の移住者が行う家財の処分及び搬出（以下「家財処分等」という。）に要する経費に対し，予算の範囲内において助成金を交付するものとし，その交付については，奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「移住者」とは，次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

（１）　第４条の申請の日から起算して２年以内に新たに市内に住所を有することとなった者で，当該新たに市内に住所を有した日を起算日として，当該起算日前５年の間に奄美群島内に住所を有していない者

（２）　第４条の申請の年度内に新たに市内に住所を有する予定の者で，当該新たに市内に住所を有する予定の日を起算日として，当該起算日前５年の間に奄美群島内に住所を有していない者

２　この要綱において「住宅」とは，居住の用に供するために建設された一戸建ての家屋をいう。

（助成金の対象住宅等）

第３条　助成金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。），助成対象者，助成対象経費及び助成金の額は，別表のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，家財処分等の着手前に，奄美市移住定住・家財処分等助成金交付（変更）申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し，市長に申請しなければならない。

（１）　家財処分等に要する経費の見積書の写し

（２）　家財処分等前の写真

（３）　対象住宅の登記簿の写し

（４）　賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し（入居予定者が決まっている場合）

（５）　入居予定者全員の戸籍の附票の写し（入居予定者が決まっている場合）

（６）　家財処分等実施同意書（別記第２号様式）（対象住宅の所有者による申請でない場合）

（７）　申請者及びその同一世帯員が別表に規定する市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していないことを証する書類

（８）　その他市長が必要と認める書類

２　助成金の交付は，対象住宅１戸につき１回限りとする。

（助成金の交付決定）

第５条　市長は，前条第１項の申請があった場合は，その内容を審査し，助成金を交付することが適当であると認めたときは，助成金の交付を決定し，その旨を奄美市移住定住・家財処分等助成金交付（変更）決定通知書（別記第３号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第６条　助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は，申請の内容を

変更しようとするときは，申請書に次の各号に掲げる書類を添付し，市長に申請しなければならない。

（１） 変更後の家財処分等に要する経費の見積書の写し

（２） 変更後の家財処分等前の写真

（３） その他市長が必要と認める書類

２ 市長は，前項の規定による申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，助成金の交付を決定し，その旨を決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第７条 交付決定者は，家財処分等が完了したときは，完了の日から起算して30日以内又は当該家財処分等を実施した年度の３月末日のいずれか早い日までに，奄美市移住定住・家財処分等助成金完了報告書（別記第４号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し，市長に報告しなければならない。

（１） 家財処分等に要した経費の領収書の写し

（２） 家財処分等後の写真

（３） その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第８条 市長は，前条に規定する完了報告書の提出を受けたときは，書類の審査及び必要に応じて行う調査により，助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき助成金の額を確定し，その旨を奄美市移住定住・家財処分等助成金交付確定通知書（別記第５号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第９条 交付決定者が助成金を請求しようとするときは，請求書（別記第６号様式）に市長が必要と認める書類を添付して，市長に提出するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 交付決定者は，助成金を受ける権利を第三者に譲渡し，又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は，助成金交付の決定を取り消し，又は既に交付した助成金について，期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（１） 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

（２） 助成金の交付条件に従わないとき。

（３） 不正の手段により助成金の交付決定を受け，又は助成金の交付を受けたとき。

（４） その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

対象住宅	次の各号のいずれかに該当する住宅とする。 （１） 移住者が入居予定の市内の住宅 （２） 奄美市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録

	されている住宅 （３） 空き家バンクに登録予定の住宅
助成対象者	対象住宅に入居予定の移住者又は対象住宅の所有者であって，次の各号のいずれにも該当する者とする。 （１） 入居予定の移住者と対象住宅の所有者が，３親等以内の親族でないこと。 （２） 本人及びその同一世帯員が市税その他の本市に納付すべき債務（申請する年度又はその前年度において他市区町村の住民基本台帳に登録されていた者にあっては，当該市区町村に係る税その他の当該市区町村に納付すべき債務を含む。）を滞納していない者 （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。
助成対象経費	次の各号に掲げる経費を対象とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。） （１） 産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた市内の法人又は個人事業者に依頼し生じた経費 （２） 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分に係る経費
助成金の額	助成対象経費の合計額に３分の２を乗じて得られる額以内の額とし，10万円を限度する。ただし，助成金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

別記

第１号様式（第４条関係，第６条関係）

年　　月　　日

奄美市長　殿

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

奄美市移住定住・家財処分等助成金交付（変更）申請書

奄美市移住定住・家財処分等助成金の交付を受けたいので，奄美市移住定住・家財処分等助成金交付要綱第４条（第６条）の規定に基づき申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">住宅の入居予定者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅の所有者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅の所在地</td><td colspan="3">奄美市</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定経費（税込）</td><td colspan="3">金　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施期間</td><td>着手年月日（予定）</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>完了年月日（予定）</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">主たる実施業者</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>同意事項及び
誓約事項確認欄</td><td>□</td><td colspan="3">①申請審査のため，市長が住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得することについて同意します。
②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。
③入居予定者が決まっておらず，住宅が空き家バンク未登録の場合は，家財処分等終了後速やかに空き家バンクへ登録します。
④入居予定者と住宅の所有者は，３親等以内の親族ではありません。（入居予定者が決まっている場合）</td></tr>
</table>

備考１　添付書類

（１）家財処分等に要する経費の見積書の写し
（２）家財処分等前の写真
（３）対象住宅の登記簿の写し
（４）対象住宅の賃貸借契約書又は売買契約書の写し（入居予定者が決まっている場合）
（５）入居予定者全員の戸籍の附票の写し（入居予定者が決まっている場合）
（６）家財処分等実施同意書（対象住宅の所有者による申請でない場合）
（７）申請者及びその同一世帯員が市税その他の本市に納付すべき債務（申請する年度又はその前年度において他市区町村の住民基本台帳に登録されていた者にあっては，当該市区町村に係る税その他の当該市区町村に納付すべき債務を含む。）を滞納していないことを証する書類
（８）その他市長が必要と認める書類

２　申請内容の変更により申請書を提出する場合は，変更後の添付書類を提出すること。

第２号様式（第４条関係）

家財処分等実施同意書

①対象住宅の所在地：奄美市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②所　　有　　者：住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

③入居予定者（賃借人）：住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

上記①の住宅について，②所有者＿＿＿＿＿＿＿＿は，③入居予定者（賃借人）＿＿＿＿＿＿＿＿が行う　　年　　月　　日付けで奄美市へ申請する奄美市移住定住・家財処分等助成金の対象住宅の家財処分等について，同意いたします。

年　　月　　日

所有者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

第３号様式（第５条関係，第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

奄美市長

奄美市移住定住・家財処分等助成金交付（変更）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった奄美市移住定住・家財処分等助成金について，次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　家財処分等に要する経費及び助成金の額
　家財処分等に要する経費　　金　　円
　助成金の額　　金　　円

２　交付決定に付した条件
（１）家財処分等が完了した日から起算して 30 日以内又は家財処分等を実施した年度の３月末日のいずれか早い日までに，完了報告書を提出すること。
（２）この助成金に係る法令，規則，要綱に違反したとき，又は不正行為がなされたとき，その他市長が不適切と認めたときは，助成金の交付決定を取消し，既に交付されたものについては返還を命じることがあります。

第４号様式（第７条関係）

年　　月　　日

奄美市長　殿

住所

氏名

奄美市移住定住・家財処分等助成金完了報告書

次のとおり家財処分等が完了したので，奄美市移住定住・家財処分等助成金交付要綱第７条の規定に基づき，報告いたします。

なお，この報告書に記載の内容については，事実に相違ないことを誓約します。

助成金交付決定通知	年　　月　　日　　第　　号
助成金交付決定額	金　　円
家財処分等に要した経費（税込）	金　　円
完了年月日	年　　月　　日

※添付書類

（１）　家財処分等に要した経費の領収書の写し

（２）　家財処分等後の写真

（３）　その他市長が必要と認める書類

第５号様式（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

奄美市長

奄美市移住定住・家財処分等助成金交付確定通知書

年　　月　　日付けで完了報告のあった奄美市移住定住・家財処分等助成金については，下記のとおり確定しました。

記

家財処分等に要した経費	金	円
助成金の額	金	円

第６号様式（第９条関係）

請　　求　　書

年　　月　　日

奄美市長　　殿

年　　月　　日付け　第　　号の奄美市移住定住・家財処分等助成金交付確定通知書に基づく助成金を次のとおり請求します。

請求者　　住所
（交付決定者）
氏名　　印

請求額		一金　　円
振込口座	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	